

目 次

津市条例

津市行政組織条例の一部を改正する条例

津市規則

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則

津市訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市役所及び出張所処務規程等の一部を改正する訓令

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効告示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

住民基本台帳閲覧状況

認可地縁団体の告示事項の変更

住民票の写し等の交付手数料徴収事務の一部委託

地籍調査の実施

認可外保育施設の確認の辞退

認可外保育施設の確認の取消し

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

津市議会定例会の招集

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

令和3年度津市農業委員会定期総会の開催

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 5 号

津市行政組織条例の一部を改正する条例

津市行政組織条例（平成 1 8 年津市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する部のほか、内部統制室を設置する。

第 2 条の見出し中「各部」を「部等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 内部統制室の分掌事務は、内部統制に関することとする。

第 3 条中「前条の規定による部」を「前条第 1 項の規定による各部及び同条第 2 項の規定による内部統制室の」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 津市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 2 6 年津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 1 条」を「第 1 条第 1 項」に改める。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第22号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（完了検査申請書に添付する書類）

第6条の2 省令第4条第1項第6号（省令第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書があるときは、当該図書を添付することを要しない。

- (1) 界壁の工程写真（政令第114条第1項の規定の適用を受ける建築物（法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築材料を用いる界壁を有する建築物を除く。）に限る。）
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写し（品確法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に掲げる工程に相当する箇所について品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に中間検査の適用除外となるものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める図書

第7条を次のように改める。

（中間検査申請書に添付する書類）

第7条 省令第4条の8第1項第4号（省令第4条の11の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書があるときは、当該図書を添付することを要しない。

- (1) 中間検査の申請に関する工事監理報告書（第7号様式）

(2) 次に掲げる建築物の構造種別等の区分に応じ、それぞれに定める図書
(法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。)

ア 木造 政令第3章第3節の規定に適合することの確認に必要な図書

イ 鉄骨造 政令第3章第5節の規定に適合することの確認に必要な図書

ウ 鉄筋コンクリート造 政令第3章第6節の規定に適合することの確認
に必要な図書

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第3章第6節の2の規定に適合するこ
との確認に必要な図書

オ 政令第80条の2の規定の適用を受ける建築物の構造 同条の規定に
適合することの確認に必要な図書

カ 基礎の構造 政令第38条各項の規定に適合することの確認に必要な
図書

(3) その他市長が必要と認める図書

第7号様式中 「()級建築士 ()建築士
()級建築士事務所」 を 「()建築士 ()建築士事務所」 に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第23号

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 津市事務分掌規則(平成18年津市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下同じ。」を削り、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 内部統制の円滑かつ効果的な推進を図るため、内部統制室に内部統制担当を設置する。

第3条第1項中「各課」の次に「(内部統制室及び事務所を含む。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「課長(」の次に「内部統制室長、」を加え、同条第5項中「及び局」を「、局及び内部統制室」に改める。

第6条第1項中「課長」の次に「(内部統制室長を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 内部統制室に係る所属職員の分掌事務は、上司の承認を受けて、内部統制室長が定める。

第10条中「第4項」を「第5項」に改める。

別表第1 総務部の表人事課の部人事政策担当の項第6号中「こと」の次に「(内部統制室に係るものを除く。)」を加える。

別表第1 ボートレース事業部の表の次に次の表を加える。

内部統制室

担当	分掌事務
内部統制担当	(1) 職員に対する不当要求行為等の防止に関すること。 (2) 職員等による公益通報に関すること。 (3) 公正公平な職務の執行に係る職員倫理

	<p>及びコンプライアンス意識の改革に関すること。</p> <p>(4) 職員による業務に係る困難事案等の相談及び対応に関すること。</p> <p>(5) 職員による業務に係る困難事案等の相談に係る調査、指導及び助言並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく財務に関する事務等の方針の策定等に係る調査研究に関すること。</p> <p>(7) その他内部統制に関すること。</p> <p>(8) 室の庶務に関すること。</p>
--	--

（津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成18年津市規則第231号）の一部を次のように改正する。

別表部の分掌事務の表危機管理総務部の項部を構成する市の組織の欄中

「危機管理部
危機管理部
総務部」を「危機管理部
総務部」に改め、同表備考中「第1条」を「第1条
内部統制室」

第1項」に改め、「規定する部」の次に「及び同条第2項に規定する内部統制室」を加える。

（津市副市長事務分担規則の一部改正）

第3条 津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「（内部統制に係る事務を除く。）」を削り、同条第2号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、クの前に次のように加える。

キ 内部統制室に属する事務

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（津市公印規則の一部改正）

2 津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項及び市長職務代理者印の項中「75」を「76」に改める。
（津市庁舎管理規則の一部改正）

3 津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「課（」の次に「内部統制室、」を加え、「第2条第4項各号」を「第2条第5項各号」に改め、同条第2項中「課長（」の次に「内部統制室長、」を加える。

津市訓令第6号

津市上下水道事業管理規程第3号

津市教育委員会訓令第2号

津市選挙管理委員会告示第20号

津市農業委員会告示第2号

津市監査委員告示第6号

津市議会規程第2号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市選挙管理委員会委員長 後 藤 久

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 大 西 直 彦

津市議会議長 加 藤 美江子

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「課長（）」の次に「内部統制室長、」を加える。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

津市訓令第7号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程等の一部を改正する訓令
(津市支所及び出張所処務規程の一部改正)

第1条 津市支所及び出張所処務規程(平成18年津市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第1条」を「第1条第1項」に改め、「部」の次に「及び同条第2項に規定する内部統制室」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

(津市事務専決規程の一部改正)

第2条 津市事務専決規程(平成18年津市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「課長(」の次に「内部統制室長、」を加える。

第5条第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、「各課」の次に「(内部統制室を含む。以下同じ。)」を、「課長」の次に「(内部統制室長を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条第3項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

別表第2個別専決事項の表ポートルース事業部の表の次に次の表を加える。

内部統制室

専決事項	決裁区分		
	担 当 主 幹	室 長	副 市 長
1 職員に対する不当要求行為等の防止に関すること。		軽 易 な も	重 要 な も

2 職員等による公益通報に関すること。		の 軽 易 な も の	の 重 要 な も の
3 公正公平な職務の執行に係る職員倫理及びコンプライアンス意識の改革に関すること。		の 軽 易 な も の	の 重 要 な も の
4 職員による業務に係る困難事案等の相談及び対応に関すること。		○	
5 職員による業務に係る困難事案等の相談に係る調査、指導及び助言並びに関係機関との連絡調整に関すること。		○	
6 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく財務に関する事務等の方針の策定等に係る調査研究に関すること。		○	

（津市文書管理規程の一部改正）

第3条 津市文書管理規程（平成18年津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第1条」を「第1条第1項」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第4号中「津市事務分掌規則」を「津市行政組織条例第1条第2項に規定する内部統制室、津市事務分掌規則」に、「第2項」を「第3項」に改め、同条第5号中「第2条第4項各号」を「第2条第5項各号」に改め、同条第6号中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第6条中「課長（」の次に「内部統制室長、」を加える。

第19条第1項中「又は総合支所長」を「、総合支所長又は内部統制室長」

に、「課長（」の次に「内部統制室長、」を加える。

（津市職員服務規程の一部改正）

第4条 津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部長にあつては」を「部長及び内部統制室長にあつては」に、「課長及び」を「課長（内部統制室長を除く。）及び」に改める。

（津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部改正）

第5条 津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和2年津市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「含む。）」の次に「、内部統制室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

津市告示第139号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和3年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9206974	令和2年10月1日	令和3年4月6日

津市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年津市告示第237号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

八対野一区

三重県津市白山町八対野100番地

代表者 森川 浩一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	森川 惠揚 三重県津市白山町八対野31番地1
変更後	森川 浩一 三重県津市白山町八対野131番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月4日の定期総会において改選されたため。

津市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年津市告示第399号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西千歳ヶ丘自治会

三重県津市垂水2927番地121

代表者 萩野 和夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥村 治雄 三重県津市垂水2927番地150
変更後	萩野 和夫 三重県津市垂水2927番地108

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月11日の定期総会において改選されたため。

津市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年白山町告示第72号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白山町上ノ村自治会

三重県津市白山町上ノ村2244番地

代表者 松田 定之

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷 俊樹 三重県津市白山町上ノ村1298番地
変更後	松田 定之 三重県津市白山町上ノ村434番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年5月9日の定期総会において改選されたため。

津市告示第143号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳閲覧状況について、別紙のとおり告示する。

令和3年5月19日

津市長 前 葉 泰 幸

住民基本台帳閲覧事項明細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	NHK放送文化研究所（一般社団法人中央調査社）	2020年6月全国放送サービス接触動向調査	令和2年4月14日	雲出伊倉津町 7歳以上の日本人男女 12名
2	株式会社野村総合研究所（一般社団法人中央調査社）	テレビ視聴に関する調査	令和2年5月20日	白山町北家城 16歳以上の日本人男女 14名
3	内閣府経済社会総合研究所（一般社団法人新情報センター）	消費動向調査	令和2年5月26日	大園町、桜田町、南新町 2人以上の世帯及び単身世帯の世帯主 72名
4	朝日新聞社（一般社団法人中央調査社）	2020年新聞及びWeb利用に関する総合調査	令和2年7月2日	高茶屋七丁目 15歳以上の日本人男女 24名
5	総務省情報流通行政局（一般社団法人輿論科学協会）	通信利用動向調査	令和2年7月14日	市内全域 20歳以上の男女筆頭世帯構成員 172名
6	NHK放送文化研究所（株式会社日本リサーチセンター）	2020年国民生活時間調査	令和2年8月13日	美里町船山、安濃町草生 10歳以上の男女 24名
7	NHK放送文化研究所（一般社団法人中央調査社）	メディアがどのように利用されているかをおたずねする調査	令和2年8月20日	半田 16歳以上の男女 12名
8	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（株式会社RJCリサーチ）	ギャンブル等依存症実態把握調査	令和2年8月26日	観音寺町 18歳以上75歳未満の男女 60名
9	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	公共交通機関利用時の配慮に関する世論調査	令和2年9月8日	上浜町一丁目 18歳以上の日本人男女 16名
10	公益財団法人新聞通信調査会（一般社団法人中央調査社）	第13回メディアに関する全国世論調査	令和2年9月8日	芸濃町岡本 18歳以上の日本人男女 20名
11	内閣府大臣官房政府広報室（一般社団法人中央調査社）	薬局の利用に関する世論調査	令和2年9月8日	久居中町 18歳以上の日本人男女 15名
12	内閣府子ども・子育て本部（株式会社日本リサーチセンター）	少子化社会に関する国際意識調査	令和2年9月10日	藤方 20歳以上49歳以下の男女 30名
13	消費者庁（一般社団法人新情報センター）	消費者意識基本調査	令和2年9月30日	香良洲町 15歳以上の日本人男女 25名
14	農林水産省消費・安全局（一般社団法人中央調査社）	令和2年度食育に関する意識調査	令和2年10月29日	久居桜が丘町 満20歳以上の日本人男女 26名
15	国土交通省不動産・建設経済局（一般社団法人中央調査社）	令和2年度土地問題に関する国民の意識調査	令和2年10月29日	一志町高野 満20歳以上の日本人男女 15名
16	内閣府男女共同参画局（一般社団法人中央調査社）	令和2年度男女間における暴力に関する調査	令和2年11月5日	藤方 満20歳以上の日本人男女 29名
17	株式会社野村総合研究所（一般社団法人中央調査社）	テレビ視聴に関する調査	令和2年11月5日	高茶屋一丁目 16歳以上の日本人男女 14名
18	大阪商業大学（一般社団法人中央調査社）	健康と暮らしについての調査	令和2年11月5日	新家町 20歳以上89歳以下の日本人男女 15名
19	公益財団法人塩事業センター（一般社団法人中央調査社）	家庭用塩の消費実態に関する調査	令和2年11月26日	神戸 満20歳以上の日本人男女 24名
20	国立教育政策研究所（株式会社日経リサーチ）	第2回OECD国際成人力調査（PIAAC）予備調査	令和2年12月24日	大園町、大谷町 16歳以上65歳以下の男女 41名
21	NHK放送文化研究所（一般社団法人中央調査社）	2021年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和2年12月24日	木造町 20歳以上の日本人男女 12名
22	日本銀行（株式会社日本リサーチセンター）	生活意識に関するアンケート調査	令和3年2月9日	香良洲町 20歳以上の日本人男女 15名
23	NHK放送文化研究所（一般社団法人中央調査社）	2021年全国放送サービス接触動向調査	令和3年3月3日	河芸町影重 7歳以上の日本人男女 12名

津市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年美杉村告示第124号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

須渕地区自治会

三重県津市美杉町八知674番地3

代表者 大西 文夫

2 変更に係る事項

(1) 名称

変更前	須渕地区
変更後	須渕地区自治会

(2) 区域

変更前	地区の区域は、須渕、立花、大野東、大野中及び大野西とする。
変更後	自治会の区域は、津市美杉町八知字戸井内、字戸井外、字坂ノ下、字イノ木切、字ヤナヲ、字おくか立、字東山、字中山前、字上内、字倉元、字大谷、字西山、字堂垣内、字山神川原、字鎌の木谷、字おくの門、字上廣口、字こも坂、字たし路、字蓮ヶ地、字庄司ヶ久保、字松ノ木谷、字中島及び字赤坂とする。

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	長谷川 元彦 津市美杉町八知788番地1
-----	-------------------------

変更後	大西 文夫 津市美杉町八知202番地
-----	-----------------------

3 変更年月日

令和3年4月23日

4 変更の理由及び年月日

地縁による団体の名称、区域及び代表者の変更が、令和3年4月23日の定期総会において承認されたため。

津市告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する手数料

- (1) 住民票の写し（本人分・同一世帯員分）交付手数料
- (2) 印鑑登録証明書（本人分）交付手数料
- (3) 所得・課税証明書（最新年度分の本人分）交付手数料
- (4) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
交付手数料
- (5) 戸籍の附票の写し（全部・一部）交付手数料

2 委託先

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第146号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
令和3年4月28日
- 2 調査を行う者の名称
津市
- 3 調査地域
白塚・栗真、河芸③、立成、白塚、江戸橋・桜橋①、江戸橋・桜橋②
- 4 調査期間
告示の日から令和4年3月31日まで

津市告示第147号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定に基づき、同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11第2号の規定により告示する。

令和3年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

認可外保育施設

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認辞退年月日
株式会社SA NKI	のびのびキッズル ームの～び～ず	津市博多町3-15	令和2年12月 31日
浅井 恵美子	ズーフォニックス アカデミー三重	津市長岡町709- 5	令和3年3月3 1日

津市告示第148号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の10第1項の規定に基づき、同法第30条の11第1項の確認の取消しを行ったので、同法第58条の11第3号の規定により告示する。

令和3年5月25日

津市長 前 葉 泰 幸

認可外保育施設

提供者名称	施設・事業所名称	施設・事業所所在地	確認取消年月日
園部 風香	キッズライン（園部風香）	非公開（注）	令和2年7月20日

注 プライバシー保護の観点から非公開とする。連絡を取る必要がある場合は、津市健康福祉部子育て推進課へ問い合わせること。

津市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

地家区自治会

三重県津市香良洲町237番地1

代表者 倉田 広巳

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	篠田 清太夫 三重県津市香良洲町344番地
変更後	倉田 広巳 三重県津市香良洲町316番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月20日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第87号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

馬場区自治会

三重県津市香良洲町1056番地

代表者 小野 正照

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥田 清貴 三重県津市香良洲町1895番地2
変更後	小野 正照 三重県津市香良洲町1088番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月28日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第88号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高砂区自治会

三重県津市香良洲町3675番地50

代表者 奥田 智一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥野 道一 三重県津市香良洲町3952番地6
変更後	奥田 智一 三重県津市香良洲町3665番地6

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月4日の定期総会において改選されたため。

津市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第90号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

砂原区自治会

三重県津市香良洲町1703番地2

代表者 奥田 栄司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥野 守 三重県津市香良洲町1354番地1
変更後	奥田 栄司 三重県津市香良洲町1350番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月31日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第91号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小松区自治会

三重県津市香良洲町786番地2

代表者 川北 正一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長井 幸治 三重県津市香良洲町5569番地1
変更後	川北 正一 三重県津市香良洲町5620番地3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年2月21日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第92号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

川原区自治会

三重県津市香良洲町455番地

代表者 原 浩之

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後藤 敏一 三重県津市香良洲町454番地
変更後	原 浩之 三重県津市香良洲町439番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月28日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第93号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

桜町区自治会

三重県津市香良洲町134番地11

代表者 鈴木 幸治

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長谷川 泰久 三重県津市香良洲町108番地5
変更後	鈴木 幸治 三重県津市香良洲町116番地14

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年2月21日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第94号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

稲葉区自治会

三重県津市香良洲町5536番地39

代表者 近藤 元貢

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	倉田 洋 三重県津市香良洲町5156番地
変更後	近藤 元貢 三重県津市香良洲町5065番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年3月21日の定期総会において選任され、同年4月1日から就任することになったため。

津市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第95号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

浜浦区自治会

三重県津市香良洲町5879番地

代表者 高橋 通男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	伊藤 哲也 三重県津市香良洲町6229番地2
変更後	高橋 通男 三重県津市香良洲町5771番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月4日の定期総会において改選されたため。

津市告示第158号

下記の者の国民健康保険料納入通知書及び督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年5月26日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○ ○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○ ○○○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○

		○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○ ○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○ ○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○ ○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○○ ○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第159号

令和3年第2回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和3年6月4日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成30年津市告示第151号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

掛之脇自治会

三重県津市美杉町竹原2565番地

代表者 平 富雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥谷 正義 三重県津市美杉町竹原2569番地
変更後	平 富雄 三重県津市美杉町竹原2638番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年5月8日の定期総会において改選されたため。

津市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成10年美杉村告示第9号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中村組自治会

三重県津市美杉町下之川1853番地2

代表者 下出 和也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	下出 敏樹 三重県津市美杉町下之川1304番地2
変更後	下出 和也 三重県津市美杉町下之川1307番地4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月10日の定期総会において改選されたため。

津市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年美杉村告示第85号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

多気地区

三重県津市美杉町上多気1031番地

代表者 磯田 勉

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	海住 昭二 三重県津市美杉町下多気2764番地1
変更後	磯田 勉 三重県津市美杉町丹生俣1421番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月27日の定期総会において改選されたため。

津市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成7年津市告示第4号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

藤枝町自治会

三重県津市垂水587番地

代表者 角谷 彰

2 変更に係る事項

(1) 区域

変更前	津市藤枝町字山之越1番地から128番地まで及び大字垂水字中境587番地の区域
変更後	津市藤枝町1番地から128番地まで及び垂水587番地の区域

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市藤枝町82番地
変更後	三重県津市垂水587番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	杉本 嘉直 三重県津市藤枝町2番地
変更後	角谷 彰 三重県津市藤枝町52番地

3 変更年月日

令和3年4月28日

4 変更の理由

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の変更が、令和3年4月28日の定期総会において承認されたため。

津市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和元年津市告示第49号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

殿村自治会

三重県津市殿村997番地

代表者 稲垣 孝明

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小西 吉春 三重県津市殿村1316番地3
変更後	稲垣 孝明 三重県津市殿村702番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年5月9日の定期総会において改選されたため。

津市公告第66号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

503052401

公告日	令和3年5月24日	業務担当課	営繕課		
業務名	令和3年度営短第1 - 8号 三重短期大学校舎棟外壁等改修工事に係る設計業務委託				
業務場所	津市 一身田中野	地内			
業務概要	改修 (外壁改修、防水改修、建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修) 上記に係る設計業務委託 一式				
期間	契約締結の日から 令和3年12月20日 まで				
発注業種	建築関係コンサルタント				
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月27日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和3年6月1日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和3年6月4日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	令和3年6月9日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	3,194,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

503052402

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北交安第1号 津駅見当山線交通安全施設（塗装）整備工事			
工事場所	津市 大谷町	地内		
工事概要	薄層カラー舗装工 256m ² 区画線工 417m			
工期	契約締結の日から 令和3年9月10日 まで			
発注業種	塗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間（平成23年度以降）に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等（舗装工事等に含まれるものを除く）		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月27日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年6月1日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和3年6月4日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月9日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	4,979,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none">・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 <ul style="list-style-type: none">・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052403

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北道維第5号 藤方地内道路改修(舗装)工事			
工事場所	津市 藤方	地内		
工事概要	表層 310m2 溶融式カラー舗装 86m2			
工期	契約締結の日から 令和3年8月27日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和3年5月27日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月1日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月4日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和3年6月9日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,956,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052404

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北狭道補第5号 大谷町ほか3町地内道路改修工事			
工事場所	津市 大谷町ほか3町	地内		
工事概要	表層 179m ² 側溝工 157m 集水桝・マンホール工 4箇所			
工期	契約締結の日から 令和3年10月22日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月27日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月1日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月4日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月9日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	8,733,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052405

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営図書補第24号 津市河芸図書館便所改修工事			
工事場所	津市 河芸町浜田	地内		
工事概要	改修(便所改修) 洋風便器 4組 上記に係る機械設備工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和3年9月3日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】C・B・A
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】C・B
		【ブロック】安芸	【地区】安濃	【格付】C
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月4日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月27日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月1日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月4日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月9日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	1,880,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052406

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営生学補第25号 栗葉放課後児童クラブ整備に伴う津市立栗葉小学校屋内運動場改修工事			
工事場所	津市 森町 地内			
工事概要	改修 (建具改修、内装改修、塗装改修) 上記に係る建築工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和3年8月31日 まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】C・B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】C・B・A
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月16日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	9,850,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「<u>令和2年度格付区分等業者一覧</u>」のとおりとする。 			

事後審査型条件付一般競争入札

503052407

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	市営住宅課	
工事名	令和3年度住補第2号 津市市営せにやま団地14号館受水槽改修工事			
工事場所	津市 神戸	地内		
工事概要	受水槽改修 受水槽 FRP製 10m3 1基 揚水ポンプ 2.2kw 2台 上記に係る機械設備工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和3年9月27日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月16日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	9,574,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052408

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	下水道工務課	
工事名	令和3年度下工教総第1号 津市立豊津小学校公共下水道管接続工事			
工事場所	津市 河芸町一色	地内		
工事概要	管布設工(管径100mm~150mm) 303m ます設置工(150~200) 52箇所			
工期	契約締結の日から 令和3年11月30日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市下水道排水設備指定工事店であること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月16日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	18,138,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052409

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営商労補第26号 サン・ワーク津空調設備改修工事			
工事場所	津市 島崎町	地内		
工事概要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコン(EHP) 2組 室内機 26台 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 1組 上記に係る機械設備工事 一式			
工期	契約締結の日から 令和3年12月10日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和3年6月16日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	20,571,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052410

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和2年度営子推第73号 旧新町保育園解体工事			
工事場所	津市 桜田町	地内		
工事概要	解体 旧新町保育園 鉄筋コンクリート造平家建 延面積549m2 倉庫1 木造平家建 延面積17m2 倉庫2 木造平家建 延面積10m2 倉庫3 コンクリートブロック造平家建 延面積3m2 外構、構内整備 上記に係る解体工事 一式			
工期	契約締結の日から 令和3年12月10日 まで			
発注業種	解体			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月16日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	48,617,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。 			

事後審査型条件付一般競争入札

503052411

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和2年度建整公園補第6号 香良洲高台防災公園整備工事(その1)			
工事場所	津市 香良洲町	地内		
工事概要	コンクリートブロック工 1,153m ² 階段工 2箇所 植生工 3,430m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年3月4日 まで			
発注業種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和3年6月16日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	100,885,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503052412

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和2年度建整公園補第7号 香良洲高台防災公園整備工事(その2)			
工事場所	津市 香良洲町	地内		
工事概要	植生工 6,540m ² コンクリートブロック工 2,208m ²			
工期	契約締結の日から 令和4年3月11日 まで			
発注業種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和3年6月11日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和3年6月16日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	108,020,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

503052413

公告日	令和3年5月24日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営市交継第21号 (仮称)津市津西会館別館建築工事			
工事場所	津市 観音寺町	地内		
工事概要	新築 鉄骨造平家建 延面積411m ² 上記に係る建築工事 一式			
工期	契約締結の日から起算して315日間			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)		
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点の算出	加算方式: 総合評価点 = 価格点(80点満点) + 価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。 ア. 入札価格 > 低入札価格調査基準価格の場合 価格点 = 80点 × 失格基準価格 ÷ { 失格基準価格 + (低入札価格調査基準価格 - 失格基準価格) / 100 + (入札価格 - 低入札価格調査基準価格) } イ. 入札価格 ≤ 低入札価格調査基準価格の場合 価格点 = 80点 × 失格基準価格 ÷ { 失格基準価格 + (入札価格 - 失格基準価格) / 100 }		
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。		
	【提出資料】 評価項目算定資料	評価項目算定資料届出書	[第1号様式]	
		施工実績評価資料(同種・同規模工事実績に関する資料)	[第5号様式]	
		社会貢献に関する資料 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)、ISO(ISO9000s又はISO14001)登録証(写)又はM-E M S(ステップ1又はステップ2)の認証(写))	[添付資料]	
		市内本店業者施工率評価資料	[別紙様式]	
		手持ち工事量評価資料	[別紙様式]	
		配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の工事施工実績に関する資料)	[第6号様式]	
配置予定技術者評価資料(加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写し)		[添付資料]		
その他に関する資料 (障がい者雇用状況報告書等の写し、労働安全衛生マネジメント認証(写))		[添付資料]		
価格以外の評価点の公表(審査結果)	令和3年6月15日 津市ホームページ「入札・契約」にて公表			
審査結果照会	令和3年6月17日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。			

評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和3年6月11日 午後5時 期限を過ぎての提出は受け付け致しません。
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年6月11日 まで
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和3年6月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和3年6月7日 ホームページにて回答
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）
	提出期限	令和3年6月11日 必着
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛
開札日時 及び場所	令和3年6月18日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室	
予定価格	113,847,000 円（税抜き）	
低入札価格調査 基準価格	有	<p>本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。</p> <p>低入札価格調査は、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から工事費に係る積算内訳書その他の資料の提出を求めるほか、「津市低入札価格調査試行要領」第7条第2項各号に規定する事項についての事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。</p> <p>調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。</p> <p>なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・ 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。 ・ 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。
失格基準価格	有	失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。 失格基準価格は、低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前金払	有	
部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。 ・ 配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ <u>格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</u> ・ <u>本件は総合評価落札方式試行案件です。</u> ・ <u>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。</u> 	

(仮称)津市津西会館別館建築工事【工事成績重視型】

評価項目	評価の内容		評価基準	配点	備考	
評価項目 (20点満点)	工事成績 (4点満点)	過去5年間に於いて津市から受注した、当該業種の工事成績平均点:a	83点以上	4	当該業種とは建築一式工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課又は上下水道管理課発注工事(各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成28年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評価結果通知書が発送されている当初設計金額5000万円以上の建築一式工事全てに係る工事成績評価点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。ただし、過去5年間に於いて格付け区分がA以外であった期間がある業者については、当該期間において当該格付け区分で発注された工事成績も対象とする。 【例】過去5年間に於いて格付け区分がBであった期間がある業者については、その期間に格付け区分Bとして発注された工事(当初設計金額2500万円以上5000万円未満)の成績点も対象とする。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評価結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)	
			73点超83点未満	(4/10)a-29.2		
			73点以下 (実績なしを含む)	0		
	工事実績 (2点満点)	過去10年間に於いて官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数:b	10件以上	2	同種・同規模工事とは、元請又はJV構成員として官公庁等から受注し、過去10年間(平成23年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、契約金額5000万円以上の建築一式工事、コリズに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野が建築、工事の業種が建築一式工事、工事の種別が建築工事として登録されているもの。 * 配点については小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 施工実績評価資料(第5号様式)に、コリズ登録の写し等を添付すること。	
			1件以上10件未満	(1/5)b		
			実績なし	0		
	社会貢献 (2点満点)	経営事項審査「その他の審査項目」	労働福祉の状況	45点	1	「45点」「30点以上45点未満」「30点未満」とは、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における「その他の審査項目」のうち「労働福祉の状況」欄に記載された点数のことをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに退職一時金制度の導入、建設業退職金共済制度に加入した場合等で、点数が増加する場合は、確認できる資料を提出することにより増点を認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを添付すること。 防災協定締結の有無とは、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における「その他の審査項目」のうち「防災協定の有無」欄に記載されていることをいう。ただし、当該審査基準日以降に、新たに特殊法人等又は地方公共団体との間において防災活動に関する協定を締結した場合は、確認できる資料を提出することにより防災協定「有」と認めるものとする。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを添付すること。 ISO(ISO9000s又はISO14001)又はM-EMS(ステップ1又はステップ2)の認証取得の有無により評価する。 * 評価項目算定資料届出書(第1号様式)に、評価機関による登録証等の写しを添付すること(いずれか一つで可)。
				30点以上45点未満	0.5	
				30点未満	0	
		防災協定締結の有無	有	0.5		
			無	0		
		ISO又はM-EMSの認証取得の有無	有	0.5		
	無	0				
		0				
	地域貢献 (2点満点)	市内本店業者施工率	市内本店業者施工率80%以上	2	市内本店業者施工率とは、自社及び一次下請業者における市内本店業者施工率をいう。 * 市内本店業者とは、本店の所在地が津市内にある業者のことをいう。 * 市内本店業者施工率評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを提出すること。 * 契約完了時に履行確認を行い、施工率80%以上で申告した方が施工において最終的に80%未満となった場合は、指名停止の対象とする。	
			市内本店業者施工率80%未満	0		
	手持ち工事量 (2点満点)	契約中の公共工事件数と技術者数(1級+2級)との比率	0	2	J:評価資料提出期限日時点において契約中であり、コリズ登録されている契約金額2500万円以上の当該業種(建築一式)の公共工事件数と、当該業種(建築一式)に係る技術者数(1級+2級)との比率 J=(当該業種の契約金額2500万円以上の工事件数)/(当該業種の1級技術者数+2級技術者数) * 小数点以下第2位四捨五入1位以上 * 当該業種(建築一式)に係る技術者数(1級+2級)とは、審査基準日が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における登録人数をいう。該当する経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書を提出すること。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての工事も含めるものとする。 * 手持ち工事量評価資料(別紙様式)を提出すること。 * 工事件数については、コリズ登録の写しを提出すること。	
			0<J 0.5	1		
			0.5<J	0		
	配置予定技術者 (7点満点)	過去5年間に於いて津市から受注した、配置予定主任(監理)技術者における当該業種の工事成績平均点:c	83点以上	4	当該業種とは建築一式工事をいい、工事成績平均点とは、津市調達契約課又は上下水道管理課発注工事(各工事担当課発注工事を除く)において、過去5年間(平成28年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了し、工事成績評価結果通知書が発送されている当初設計金額5000万円以上の建築一式工事全てに係る工事成績評価点の平均点(小数点以下第2位四捨五入1位以上)をいう。ただし、現在の所属企業における実績に限る。また、監理技術者が配置された工事については監理技術者としての実績に限る。さらに、過去5年間に於いて所属企業の格付け区分がA以外であった期間がある場合には、その期間に格付け区分Bとして発注された工事(当初設計金額2500万円以上5000万円未満)の成績点も対象とする。 【例】過去5年間に於いて所属企業の格付け区分がBであった期間がある場合には、その期間に格付け区分Bとして発注された工事(当初設計金額2500万円以上5000万円未満)の成績点も対象とする。 * 配点についても小数点以下第2位四捨五入1位以上とする。 * 出資比率20%以上のJV構成員としての成績も含めるものとする。 (平均点の算出は津市において行うものとするが、価格以外の評価点の審査結果について異議がある場合は、全ての工事成績評価結果通知書を調達契約課に持参し、確認を行うことができるものとする。)	
73点超83点未満			(4/10)c-29.2			
73点以下 (実績なしを含む)			0			
過去10年間に於いて官公庁等から受注した、配置予定主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績件数		3件以上	2	配置予定技術者工事実績とは、過去10年間(平成23年4月1日から評価項目算定資料の提出期限まで)に施工が完了した、同種・同規模工事に係る主任技術者又は監理技術者としての工事施工実績のことをいい、JV構成員としての実績も含めるものとする。ただし、現在の所属企業における実績に限る。 同種・同規模工事とは契約金額5000万円以上の建築一式工事、コリズに次のとおり登録されているものをいう。 工事の分野が建築、工事の業種が建築一式工事、工事の種別が建築工事として登録されているもの。 * JVについては出資比率20%以上のものに限る(協定書の写し等を提出すること)。 * 配置予定技術者評価資料(第6号様式)に、コリズ登録の写し等を添付すること。		
		1~2件	1			
		実績なし	0			
過去1年間のCPDの取得単位数(新型コロナウイルスによる特例あり。備考欄参照)		単年度の推奨単位数以上	1	配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価する。 * 加盟団体が発行した、学習履歴証明書等の写しを提出すること。 * 取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか1団体の証明書等に限る。 * 証明発行団体以外の取得単位数は、CPD単位の相互認証を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。 * 過去1年間とは、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間を指す。ただし、新型コロナウイルスによる影響を鑑み、令和3年度発注分に限り、CPD取得対象期間を平成31年4月1日から令和3年3月31日の2年間とする。		
		単年度の推奨単位の1/2以上	0.5			
		上記以外	0			
その他 (1点満点)	障がい者雇用実績の有無	有	0.5	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。法律により雇用が義務付けられている企業は法定雇用が達成されていること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出すること。 * 法律により雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出すること。		
		無	0			
	労働安全衛生マネジメント認証の有無	有	0.5			
		無	0			

津市公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年5月24日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和3年5月20日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字上屋敷1283番ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市西町283番地1
創和不動産株式会社
代表取締役 世古 政弘

津市上下水道事業告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和3年5月27日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
宇田水道	津市柳山津興365番地3 3	令和3年4月30日

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和3年5月20日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和3年5月27日（木） 午後3時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和3年度津市一般会計補正予算（第2号）〈教委所管分〉について
- (2) 工事請負契約について（津市立修成小学校長寿命化改修工事）
- (3) 工事請負契約について（津市立朝陽中学校長寿命化改修工事）
- (4) 津市通学区域審議会の補欠委員の任命について
- (5) 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて
- (6) 津市図書館協議会委員の一部委嘱替えについて

津市監査委員告示第5号

令和3年4月15日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年5月19日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年5月21日

津市監査委員 大 西 直 彦
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 西 山 み え

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年4月15日に受理した。

2 請求人の住所・氏名（請求書記載順）

津市 和田 甲子雄

津市 豊田 光治

ほか市内在住の個人16名

3 代理人

津市丸之内33番26号（三重合同法律事務所）

弁護士 村田 正人

弁護士 石坂 俊雄

弁護士 伊藤 誠基

4 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和3年4月28日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

報道によれば、「①津市相生町の元自治会長田邊哲司（以下「元自治会長」という。）と塗装業の増田宏和は、共謀のうえ、平成27年2月、相生町自治会の集会所の修繕工事をめぐり、津市に虚偽の申請をして補助金100万円を騙取した。②元自治会長と増田宏和は、共謀のうえ、平成29年12月、相生町自治会の掲示板2基を設置した費用として約26万5千円を支払ったとする虚偽の領収書を津市に提出し、補助金上限額の13万円を騙取した。③元自治会長と会社員端地満は、共謀のうえ、相生町自治会に設置したごみ収集庫5基の工事代金支払額が約245万円とする虚偽の領収書などを津市に提出し、令和元年7月3日に75万円を指定口座に振り込ませて騙取した。」として、津警察署に逮捕されたあと起訴されたと報じられているが、3件の詐欺事件について、津市長は、元自治会長らに対し、騙取した補助金を返還させるための措置として、不法行為に基づく損害賠償請求をしていない。

この怠慢は、市民の血税を不当に流出させておきながら、債権の回収を怠る行為として違法であることを確認する旨の監査を求め、また、

被害回復のために速やかに損害賠償請求訴訟などしかるべき法的手段をとるように津市監査委員が津市長に勧告することを求める。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

平成27年7月から令和3年2月までの間、元自治会長に業務委託していた津市内5地区（約190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌）の資源物持ち去り防止パトロール事業（以下「資源ごみパトロール事業」という。）は、地方自治法（以下「法」という。）第2条が規定する「最少の経費で最大の効果」の原則に反する措置であるから、これまでの全期間における当該事業の費用対効果の検証もないままに、令和3年4月1日以降、警備会社等との間で、年間約200万円の委託費を支払って、事業を再開することは、著しく裁量権を逸脱した違法行為であるから、当該事業の差し止めを勧告することを求める。すなわち、

(ア) 平成27年7月から令和3年2月までの当該事業の費用対効果の検証をしないまま事業を再開してはならない。平成27年7月から令和3年2月までの間、元自治会長に支払った金額は、総額で5,168万6,319円であるが、津市長に対し、その間、資源ごみパトロール事業の対象5地区（約190自治会）で排出され、売上げられた金額（総額）を津市民に対して明らかにし、そのうえで、資源ごみパトロール事業の実施で、津市がいくらの損害を与えたのかを明らかにするように勧告されたい。

推定では2,254万円程度の売上げしかなかったと思われ、資源ごみの持ち去り防止を口実にした公金の不当流出であったと思われる。

(イ) 資源ごみパトロール事業は、元自治会長と、津市長をはじめ、副市長、総務部長、政策財務部長、市民部長、建設部長、環境部長などの幹部職員との官民癒着の有無の検証が終わり、津市民が納得のいく合理的な説明が終了するまで、事業再開を凍結せよと勧告されたい。

(2) 主張の理由（ほぼ原文のまま記載）

ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

元自治会長らの違法行為につき、津市長は、元自治会長らに対し、詐取した補助金を返還させるために、不法行為に基づく損害賠償請求

など、しかるべき法的手段をとるべきところ、元自治会長らに対し、毅然とした態度をとらないまま、回収手続をとらずに放置している。

元自治会長の土下座、丸刈りの強要に対して、早期に対策チームを立ち上げ、警察の協力の下、毅然とした対応をとっていれば、不当要求の連鎖や詐欺事件の多発は防ぐことができたはずである。

違法に支出された公金を回収するのは、津市長が当然なすべき職務行為であるので、監査請求の趣旨記載の監査を求める。

なお、請求人らは、マスコミ報道で知った違法行為であるから、違法行為から1年以内に監査請求をしなかったことにつき、正当事由がある。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

(ア) 資源ごみパトロール事業は、平成27年の資源ごみ（新聞、雑誌など）の価格高騰を背景にして、持ち去り防止を目的としてはじめられたものであるが、施策の実施前に費用対効果の検討もなく、また、施策実施後にも費用対効果の検証もなされないまま、元自治会長が主催する資源ごみパトロール事業に支払われてきたものである。

津市は平成27年7月から令和3年2月に委託契約が解除されるまでの期間、対象5地区の資源ごみの売上をはるかに上回る約5,169万円を、元自治会長に支払った。資源ごみパトロール事業の対象地区の資源ごみの売上高は、これをはるかに下回るものと推定される。

(イ) 資源ごみの売却利益を津市の財政に入れることを目的とするものであったにもかかわらず、対象とされた5地区（約190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌など）の売上から経費（資源ごみパトロール事業委託費）を差し引いた数字が、ゼロかマイナスであれば、津市に入る金はなく、利益を得るのは資源ごみパトロール事業を委託された元自治会長だけである。

(ウ) 平成27年7月から令和3年2月に解除されるまでの間、資源ごみパトロール事業委託費は、百五銀行の指定口座に振り込まれているが、相生町自治会の会計帳簿には載っていないとも聞く。

(エ) 津市の1,000を超える自治会のうち、5地区（約190自治会）の資源ごみだけを特別扱いして集める合理的な理由はないのであるから、平成27年から令和3年までの事業の総括と反省もない

ままに事業を再開するのは、パトロールをしなくても収集できることが判然とすることをごまかすためであるとしかいいようがない。

- (カ) 元自治会長の様々な不正行為は、津市の幹部職員との官民癒着の結果であり、津市長と副市長、総務部長、政策財務部長、市民部長、建設部長、環境部長などの幹部職員にも応分の責任があると思慮されることであり、津市長以下、幹部職員の責任をあいまいにするような事業を再開すべきではない。

- (カ) 津市が、元自治会長に支払った最も多額の公金である資源ごみパトロール事業の費用約5,169万円について、合理的な検証作業が行われていないのは、不自然極まりないものである。

資源ごみパトロール事業につき、津市長は、事業に一定の効果があったと弁明しているが、費用対効果の検証作業は全くなされていない。

費用対効果の検証作業もないままに実施され続けた資源ごみパトロール事業は、費用対効果を度外視した元自治会長への不当な公金の流出行為にはほかならないから、請負業者を警備会社に変えて再開することは、官民癒着事業の誤魔化しであるから、事業を再開すべきではない。

- (キ) 事業の再開は、公平の原則に著しく反している。

津市内の自治会数は、1,000を超えるが、対象5地区（約190自治会）以外の自治会では、自治会の自主的パトロールによって資源ごみの持ち去り防止の努力がなされており公費は使われていない。対象5地区のみを特別扱いにする合理的な理由がない。

対象5地区は、ネットで持ち去りやすいという理由であれば、他の自治会のようにボックスのごみ箱の設置を津市が検討すべきことである。

- (ク) 資源ごみの持ち去りが多いことを理由とするのは、資源ごみの価格が高騰していた平成27年当時の時代背景があつてのことであり、価格が大幅に下落した社会経済状況に適合していない事業である。

資源ごみの持ち去りを防止して利益を上げることが目的であるならば、5地区で収支計算すべきものであり、ほかの地区の利益までつぎ込み食いつぶすような事業は裁量権の著しい逸脱であり違法である。

日本経済新聞 2020年2月14日は、「段ボール古紙、13年ぶり安値『古紙回収』に支障も」という見出しで、次のように報じている。

「段ボールの原料となる古紙の国内価格が一段と下がった。指標の段ボール古紙は13年半ぶりの安値になった。消費増税を背景にした消費不振で国内では日用品を中心に荷動きが停滞し、段ボール需要が落ち込んでいる。古紙の輸出先である中国は環境規制の強化や新型肺炎の影響で日本産古紙の購入を減らしており、古紙の需給が一段と緩んでいる。」

古紙問屋が回収業者から仕入れる古紙買値

- a 段ボール 5円/kg（下落は2か月ぶりで2006年10月以来の安値）
- b 雑誌 3～4円/kg
- c 新聞 6～8円/kg

関東地区主要古紙価格推移表（古紙問屋が製紙メーカーに引き渡す店頭渡し価格。令和元年12月）

- a 段ボール 18円/kg～
- b 雑誌 15円/kg～
- c 新聞 17円/kg～

このように、資源ごみの価格が暴落している現状において、事業の再開は津市民の賛同を得られる事業ではない。

(ケ) まとめ

癒着の頂点というべき資源ごみパトロール事業について、津市長以下、津市幹部職員が政治的責任、道義的責任、法的責任を何らとることもないままに、漫然、資源ごみパトロール事業を再開することは、極めて合理性を欠いたものであり、財務会計行為としても違法であるので、差し止めの措置を講じるように勧告されたい。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、と

した。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

(1) 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

監査対象部局を市民部地域連携課及び環境部環境事業課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

(2) 資源物持ち去り防止パトロール事業について

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を環境部環境政策課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

(1) 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

請求人が提出した事実を証する書面、市民部地域連携課及び環境部環境事業課が提出した関係書類、令和3年4月28日及び同年5月11日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

ア 集会所建築等補助金

(ア) 刑事告訴

- a 告訴日 令和3年4月2日
- b 告訴人 津市長 前葉泰幸
- c 宛先 三重県警察
- d 事由 詐欺罪

(イ) 補助金返還請求

津市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づく補助金交付決定の取消しを行った事実は認められず、規則第16条の規定に基づく補助金返還命令は行われていなかった。

(ウ) 民事上の損害賠償請求

不法行為に基づく民事上の損害賠償請求を行った事実は認められなかった。

イ 自治会掲示板設置補助金

(ア) 刑事告訴

- a 告訴日 令和3年2月5日
- b 告訴人 津市長 前葉泰幸

c 宛 先 三重県警察

d 事 由 詐欺罪

(イ) 補助金返還請求

規則第15条の規定に基づく補助金交付決定の取消しを行った事実は認められず、規則第16条の規定に基づく補助金返還命令は行われていなかった。

(ウ) 民事上の損害賠償請求

不法行為に基づく民事上の損害賠償請求を行った事実は認められなかった。

ウ ごみ一時集積所設置等事業補助金

(ア) 刑事告訴

a 告訴日 令和3年2月5日

b 告訴人 津市長 前葉泰幸

c 宛 先 三重県警察

d 事 由 詐欺罪

(イ) 補助金返還請求

規則第15条の規定に基づく補助金交付決定の取消しを行った事実は認められず、規則第16条の規定に基づく補助金返還命令は行われていなかった。

(ウ) 民事上の損害賠償請求

不法行為に基づく民事上の損害賠償請求を行った事実は認められなかった。

エ 本件請求に関する津市長の意向

令和3年4月19日定例記者会見において、本件請求が提出されたことを受けて、元自治会長等が起訴された案件について、補助金返還を求める手続きをしたいとの意向を表明した（令和3年4月20日付け毎日新聞）。

(2) 資源物持ち去り防止パトロール事業について

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、環境部環境政策課が提出した関係書類、令和3年4月28日及び同年5月11日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

ア 平成27年7月から令和3年2月までの事業について

(ア) 事業の目的

資源物の持ち去り行為が絶えない中で、自治会員がパトロール等に参加することにより、自治会内及び近隣地域住民のごみに対する意識の向上を目的とした。また、資源物（古紙等、金属）の持ち去りを防止することで、安全、安心な資源物の排出環境の創出を図ることとした。

(イ) 各年度の対象地区、契約金額

a 平成27年度

(a) 平成27年7月

1地区（敬和地区）、14万7,420円

(b) 平成27年8月

3地区（敬和、養正、北・南立誠地区）、31万9,410円

(c) 平成27年9月

5地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、47万9,115円

(d) 平成27年10月から平成28年3月まで

5地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、57万6,792円

b 平成28年度

(a) 平成28年4月

3地区（敬和、養正、育生地区）、46万5,122円

(b) 平成28年5月から平成29年3月まで

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、88万6,320円

c 平成29年度

(a) 平成29年4月

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、70万円

(b) 平成29年5月から平成30年3月まで

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、86万6円

d 平成30年度

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、94万8円

万円

e 令和元年度

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、956万7,900円

f 令和2年度

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、840万546円

令和2年度契約については、市の補助金を詐取したとして、津市が詐欺罪で刑事告訴したことを踏まえ、委託先としての社会的信用を大きく低下させたとして、業務委託契約書第18条第6号の規定により、令和3年2月12日に契約を解除した。

(ウ) 積算内訳

各年度ともに、パトロール車出動台数1台当たりの単価×出動台数として計算する。平成30年度以降のパトロール車出動台数1台当たりの単価（税抜き）は1万4,630円であった。

(エ) 対象地区

資源物（古紙等、金属）の収集量の多い地区を基本として、選定地域の位置のバランスを考慮して3地区を選定し、その後近接地区を含め5地区としていた。

(オ) 実施方法

資源物（古紙等、金属）収集日前夜及び当日午前、2人1組を1班1車両として、最大3班集体でパトロールすることにより実施していた。

持ち去り行為を現認した場合は、速やかに警察に通報するとともに市へ連絡するとしていた。

イ 令和3年度事業について

(ア) 事業の目的

環境部環境政策課は、自治会委託のパトロールにより持ち去り行為者の通報件数は減少しており、一定の効果があつたといえるものの、持ち去り行為はなくなっていないことから、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の2の規定に基づき、市職員が持ち去り行為を行わないよう命じることで、持ち去り行為を取り締まることの補完業務として、次のとおり、新

たに資源物持ち去り防止取締支援事業に係る予算措置を行った。

(イ) 令和3年度当初予算額

193万6,000円

(ウ) 積算内訳

他市で実績のある警備会社からの見積徴取により、2人乗車1台3時間あたりの費用は約2万円（税抜き）である。

よって、1回2台出動、月4回程度、期間が5月から3月までの11か月で積算すると、2万円×2台×4回×11か月×1.1=193万6,000円となる。

(エ) 事業の概要

a 対象地域

津市全域を対象とする。その中で、これまでに持ち去り行為者の目撃情報が多い人口密集地域を設定する対象地域とする。

b 実施回数

目撃情報から必要に応じて随時実施する。平均して月4回程度とする。

c 実施方法

取締日は、各地域の金属ごみ又は資源ごみ（新聞・雑誌）の当日あるいはその前日とする。

市職員が取締日に、これまでに持ち去り行為の目撃情報があった地域のごみ一時集積所付近で待機すると同時に、警備会社の職員が当該地域の巡回を実施する。

(a) 市職員

持ち去り行為の目撃情報があったごみ一時集積所付近で待機し、持ち去り行為を確認する。持ち去り行為者が持ち去り行為を認めたときは、直ちに管轄の警察署に連絡し、現場への出動を要請する。

(b) 警備会社の職員

ごみ一時集積所の巡回を2班に分かれて実施し、持ち去り行為者を発見した際は、随時市職員に連絡する。

d 実施体制

2人1台を基本とする。市職員が4班体制（2人1台、車4台）、警備会社が2班体制（2人1台、車2台）で、1回の取締りを計

1 2 人体制で実施する。

e 実施時間

前日は午後 6 時から午後 10 時まで、当日は午前 6 時から午前 10 時までの 4 時間を基本とする。

f 業務に係る車両

市は、1 日 4 台の公用車を準備する。警備会社は、1 日 2 台の会社名が記載された専用車両を準備する。

ウ 持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移
別紙資料のとおり

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

請求人は、法第 242 条第 2 項に規定される監査請求期間から 1 年を経過したことについて、正当な理由があると主張しているが、以下のとおり、本件監査請求については、法第 242 条第 1 項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当し、監査請求期間の制限が及ばない請求となることから、適法な監査請求であると判断した。

請求人が、津市長が 3 件の詐取された補助金の返還請求を行っていないと主張していることについて、「補助金交付決定の取消決定が行われていない時点においても、他用途に使用された場合に合理的な理由なく補助金の返還を求めないことは、補助金交付決定の取消しを行わないことを含めて、法 242 条 1 項所定の「財産」に属する補助金返還請求権の管理を怠る行為に該当すると解すべきである。」（仙台高等裁判所平成 27 年 7 月 15 日判決）とされており、津市長が補助金の返還請求権を行使していないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解されることから、監査の対象とした。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

(ア) 適法な監査請求であると判断したもの

令和 3 年度執行予定の事業を対象とした請求については、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係るものであることから、適法

な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(イ) 不適法な監査請求であると判断したもの

平成27年7月から令和3年2月までの事業により支出した委託料は、資源物持ち去り防止を口実とした不当な公金支出であり、市にいくらの損害を与えたのかを明らかにするよう求めていることについては、住民監査請求として求めることのできる措置に当たらないものであることから、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象外とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

監査の結果、津市長は、告訴した3件の補助金返還請求権を行使することを怠っていると認められるため、本件請求には理由があるものと認めた。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

平成16年4月23日最高裁判所判決によると「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない。」とされている。

そこで、判例に照らし、3件の補助金返還請求権の行使又は不行使に係る津市長の裁量権の有無について検討する。

3件の補助金は、いずれも規則及び各補助金交付要綱に基づき、元相生町自治会に交付されたものであり、交付先の不当利得に対する返還請求権については、法第240条第1項の金銭債権に該当し、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定が適用されるいわゆる私債権であると解される。そうすると、津市長は、規則第15条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しを行っていないことから、現時点においては債権としての補助金返還請求権は発生していないものの、自ら

刑事告訴を行い、補助金交付決定取消事由に該当していることは当然に
了知しているのであるから、実質的には客観的な債権が存在していると言
えるものであり、刑事告訴してからの期間を考慮しても、補助金の返
還請求をしないことを相当とする特段の事由も見当たらず、津市長に補
助金返還請求権を行使しない理由はない。

よって、津市長は補助金返還請求権を行使することを怠っていると判
断した。

(2) 資源物持ち去り防止パトロール事業について

ア 監査の対象について

請求人は、平成27年7月から令和3年2月までの委託契約と、令
和3年度に実施しようとする事業を一体のものとして事業の違法性を
主張しているが、本件監査請求の対象となる財務会計行為は、あくま
で令和3年執行予定の事業であり、令和3年2月までの委託契約とは
別個の委託契約として監査するのが相当である。令和2年度の委託契
約については、令和3年2月に契約解除されており、令和3年度事業
は、事業内容を見直した上での新たな契約行為となることから、平成
27年7月から令和3年2月までの事業の違法性の存否は、本件監査
に影響するものではない。

イ 令和3年度事業の違法性について

請求人は、資源ごみ（新聞、雑誌）の売払代金と委託料の比較によ
り、事業が赤字であること、対象5地区を特別扱いしてきた合理的な
理由がないこと、元自治会長と津市長を始め、市幹部職員との官民癒
着の事業であることを理由として、当該事業は、法第2条が規定する
「最少の経費で最大の効果」の原則に反しており、著しく裁量権を逸
脱した違法な事業であると主張している。

確かに、請求人が主張するように、資源ごみの持ち去りを防止して
得られる売払代金と事業委託料を比較すれば、赤字となることは明ら
かであるが、これは事業を一側面からしか見ていないこと、歳入確保
のみが目的の事業ではないことから、赤字であるからと言って、違法
な事業であるとは言えない。

また、令和3年度事業は、市職員が条例第16条の2の規定に基づ
き、条例違反者に禁止命令を発し、資源ごみの持ち去り行為取締りの
補完業務を目的として、令和3年第1回市議会定例会における予算審

議を経て事業を実施しようとするものであり、条例遵守のために必要な施策については、市長に与えられた裁量的な政策判断の問題であって、確認した事実の概要等から判断すると、政策的・技術的な裁量権を明らかに逸脱した違法なものと言うこともできない。

よって、令和3年度事業について、裁量権を著しく逸脱した違法性は認められず、請求人が主張する事業の差し止めは必要ないものと判断した。

第4 勧告

津市長は、詐取された3件の告訴に係る補助金について、令和3年6月14日までに、津市補助金等交付規則第15条の規定に基づき交付確定及び交付決定を取り消し、同規則第16条に基づきその取消しに係る補助金及び加算金を付して返還することを請求するための措置を講じるよう、地方自治法第242条第5項の規定に基づき勧告する。

なお、平成22年12月6日付け津市監査委員告示第8号においても付言したが、同規則第15条第2項で準用する第8条第3項の規定に基づき補助金等交付決定取消通知書（第5号様式）を通知するに当たって、当該様式に教示している審査請求及び処分取消しの訴えは、市の補助金の交付が公権力の行使に当たるとはいえず、いずれもこれを行うことはできないのであって、教示を削除すべきであり、同規則第16条の規定に基づく補助金等返還命令書（第9号様式）についても同様であることを、改めて申し添える。

第5 意見

市と元自治会長の間には、様々な不適切な関係が明らかにされ、資源物持ち去り防止パトロール事業は令和3年2月に委託先としての社会的信用を大きく低下させたと判断して、資源物持ち去り防止パトロール事業の契約解除に至った。その後、元自治会長は補助金をだまし取った詐欺の容疑で逮捕・起訴に至ることとなったが、各種報道等により市に対する市民からの信用を大きく損ねることとなった。

令和3年度事業の差し止めの必要はないものと判断したが、平成27年7月から令和3年2月までの事業の実績確認等についても様々な疑惑が生じているため、市民に理解を得られる説明を尽くした上で、事業を実施さ

りたい。

以上

持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移

令和3年4月末現在
(件)

年度	市民からの通報件数		職員の目撃件数		自治会委託による目撃件数	
	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比
平成23年度	201	—				
平成24年度	168	▲ 33				
平成25年度	109	▲ 59				
平成26年度	113	4				
平成27年度	66	▲ 47	224	—	62	—
平成28年度	41	▲ 25	155	▲ 69	21	▲ 41
平成29年度	22	▲ 19	66	▲ 89	76	55
平成30年度	40	18	43	▲ 23	106	30
令和元年度	67	27	32	▲ 11	117	11
令和2年度	42	2	16	▲ 27	108	2
令和3年度	4	▲ 38	3	▲ 13		

(人)

年度	警告者数	禁止命令者数	告発者数
H23～26	49	17	2
H27	1	2	0
H28	4	0	1
H29	4	3	0
H30	0	1	2
R01	2	0	0
R02	0	0	0

津市農業委員会告示第1号

令和3年度津市農業委員会定期総会を次のとおり招集する。

令和3年5月18日

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

1 招集の日時

令和3年5月28日（金） 午前10時

2 招集の場所

津市上下水道庁舎 2階大会議室

3 会議の事項

(1) 令和2年度事業報告について

(2) 令和3年度事業計画（案）について

(3) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

(4) その他

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第2号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年津市公平委員会規則第7号）
の一部を次のように改正する。

別表中「東京事務所長」を「内部統制室長、東京事務所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。